

横 芝 光 町 住 宅 取 得 奨 励 金 交 付 要 綱

(趣 旨)

第 1 条 この告示は、本町の人口の減少を抑制し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得する者に対し、住宅取得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、横芝光町補助金等交付規則（平成 1 8 年横芝光町規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、新たに建築された住宅で、その建築後使用されたことがなく、当該住宅の登記事項証明書に記載された登記の日付から起算して 3 年以内のものをいう。
- (2) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (3) 基準日 新築住宅においては、登記事項証明書に記載された所有権保存登記完了年月日を、中古住宅においては、所有権移転登記完了年月日をいう。
- (4) 定住 5 年以上居住する意思を持って、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の実態があることをいう。
- (5) 転入者 基準日において、本町の住民基本台帳に登録されてから 3 年以内であり、かつ、転入日から起算して過去 3 年以上

連続して本町の住民基本台帳に記録されたことがない者をいう。

(6) 子ども 基準日において15歳以下の者をいう。

(対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象新築住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住の用に供する部分が70平方メートル以上であること。

(2) 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物に該当する場合は、同項又は同法第6条の2に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受け、かつ、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けていること。

(3) 所有権保存登記完了の日が令和2年7月1日以降の住宅であること。

(4) 相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅でないこと。

2 奨励金の交付の対象となる中古住宅（以下「対象中古住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住の用に供する部分が70平方メートル以上であること。

(2) 購入価格（土地代金を含む。）が300万円以上であること。

(3) 次条に定める交付対象者が3親等内の親族から購入したものでないこと。

(4) 次条に定める交付対象者への所有権移転登記完了の日が令和2年7月1日以降の住宅であること。

- (5) 相続、贈与その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅でないこと。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 基準日において、45歳以下であること。
- (2) 奨励金の交付申請時において、定住していること。
- (3) 奨励金の交付申請時において、同一世帯の者全員に市区町村税等の滞納がないこと。
- (4) 対象新築住宅又は対象中古住宅（以下「交付対象住宅」という。）の固定資産税の納税義務者であり、交付対象住宅の所有権又は共有持分権を2分の1以上有していること。
- (5) 同一世帯の者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象新築住宅については30万円、対象中古住宅については10万円とする。

2 交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前項の奨励金の額に加算するものとする。

- (1) 交付対象者及び同一世帯の者全員が町外からの転入者である

場合 40万円

- (2) 交付対象者の同一世帯の者に子どもがいる場合 1人につき
10万円

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、住宅取得奨励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (3) 戸籍の附票の写し（定住のために本町の住民基本台帳に記録された日から起算して、過去3年間以上連続して本町の住民基本台帳に記録されたことがないことが分かるもの）
- (4) 交付対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。交付対象住宅の所有者が確認できるもの）
- (5) 交付対象住宅の居住の用に供する部分の面積が明らかになる
図面及び計算書
- (6) 確認済証及び検査済証の写し（中古住宅については、提出を
要しない。）
- (7) 同一世帯の者全員が本町の町税に滞納がないことを証する書
類
- (8) 転入者にあつては、転入前の市区町村における世帯全員の納
税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付対象者は、基準日から1年以内に交付申請をしなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び奨励金の額を決定し、住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第3号様式）又は住宅取得奨励金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

2 前項の住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金を請求しようとするときは、住宅取得奨励金交付請求書（別記第5号様式）を町長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 奨励金を交付した日から起算して、5年以内に転出し、又は転居したとき。
- (3) 交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に転移したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消す場合は、住宅取得奨励金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還通知書（別記第7号様式）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、町長の定める期日までに奨励金を町長へ返還しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住所
氏名
電話



住宅取得奨励金の交付を受けたいので、横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	新築住宅の 建築又は購入	<input type="checkbox"/> 30 万円	中古住宅 の購入	<input type="checkbox"/> 10 万円
	転入に係る奨励金の加算		<input type="checkbox"/> 40 万円	
	子どもに係る奨励金の加算		<input type="checkbox"/> 10 万円 × 人	
	合計		円	
居住面積	平方メートル			
取得年月日	年 月 日			
添付書類	1 誓約書（別記第 2 号様式） 2 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの） 3 戸籍の附票の写し（定住のために本町の住民基本台帳に記録された日から起算して、過去 3 年間以上連続して本町の住民基本台帳に記録されたことがないことが分かるもの） 4 交付対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。交付対象住宅の所有者が確認できるもの） 5 交付対象住宅の居住の用に供する部分の面積が明らかになる図面及び計算書 6 確認済証及び検査済証の写し（中古住宅については、提出を要しない。） 7 同一世帯の者全員が本町の町税に滞納がないことを証する書類 8 転入者にあつては、転入前の市区町村における世帯全員の納税証明書 9 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類			

第 2 号様式（第 6 条）

誓 約 書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

私は、横芝光町の住民として 5 年以上居住すること及び横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第 10 条第 2 項の規定による返還請求に従い、既に交付を受けた奨励金の全額に相当する額を返還することを誓約します。

横芝光町住宅取得奨励金交付要綱（抜粋）

第 9 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 奨励金を交付した日から起算して、5 年以内に転出し、又は転居したとき。
- (3) 交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に転移したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

第 3 号様式（第 7 条）

住宅取得奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった住宅取得奨励金については、下記のとおり交付決定したので横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

奨励金交付決定額

円

第 4 号様式（第 7 条）

住宅取得奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった住宅取得奨励金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことを決定したので、横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由

第 5 号様式（第 8 条）

住宅取得奨励金交付請求書

年 月 日

横芝光町長 佐藤晴彦様

住所

氏名



電話

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった住宅取得奨励金について、横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額										円	
振込先	金融機関名	銀行協 農庫合 金組					本店 支店 出張所				
	口座番号	当座 普通									
	口座名義人	フリガナ									
		氏名									
備考											

第 6 号様式（第 9 条）

住宅取得奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長

印

年 月 日付け 第 号をもって
交付決定した住宅取得奨励金について、下記のとおり交付決定
を取り消したので、横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 9 条第
2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消し額 円
- 3 取消しの理由

第 7 号様式（第 1 0 条）

住宅取得奨励金返還通知書

第 号
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付け 第 号をもって既に交付した住宅取得奨励金について、横芝光町住宅取得奨励金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 返還すべき金額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日まで |
| 5 | 返還方法 | |
| 6 | 返還理由 | |